



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和8年2月5日(木) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
家畜防疫 対策課	課長	浅井	内線 4150、4152 直通 058-272-8446
	家畜防疫 対策監	高井	FAX 058-278-3533

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る搬出制限区域の解除について

1月22日に、関市内の肉用鶏農場で発生した高病原性鳥インフルエンザ（今シーザン県内1例目）について、国との協議の結果、下記のとおり搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10km）を解除するとともに、消毒ポイントを一部閉鎖しました。

記

1 搬出制限区域の解除日時

令和8年2月5日(木) 午前0時

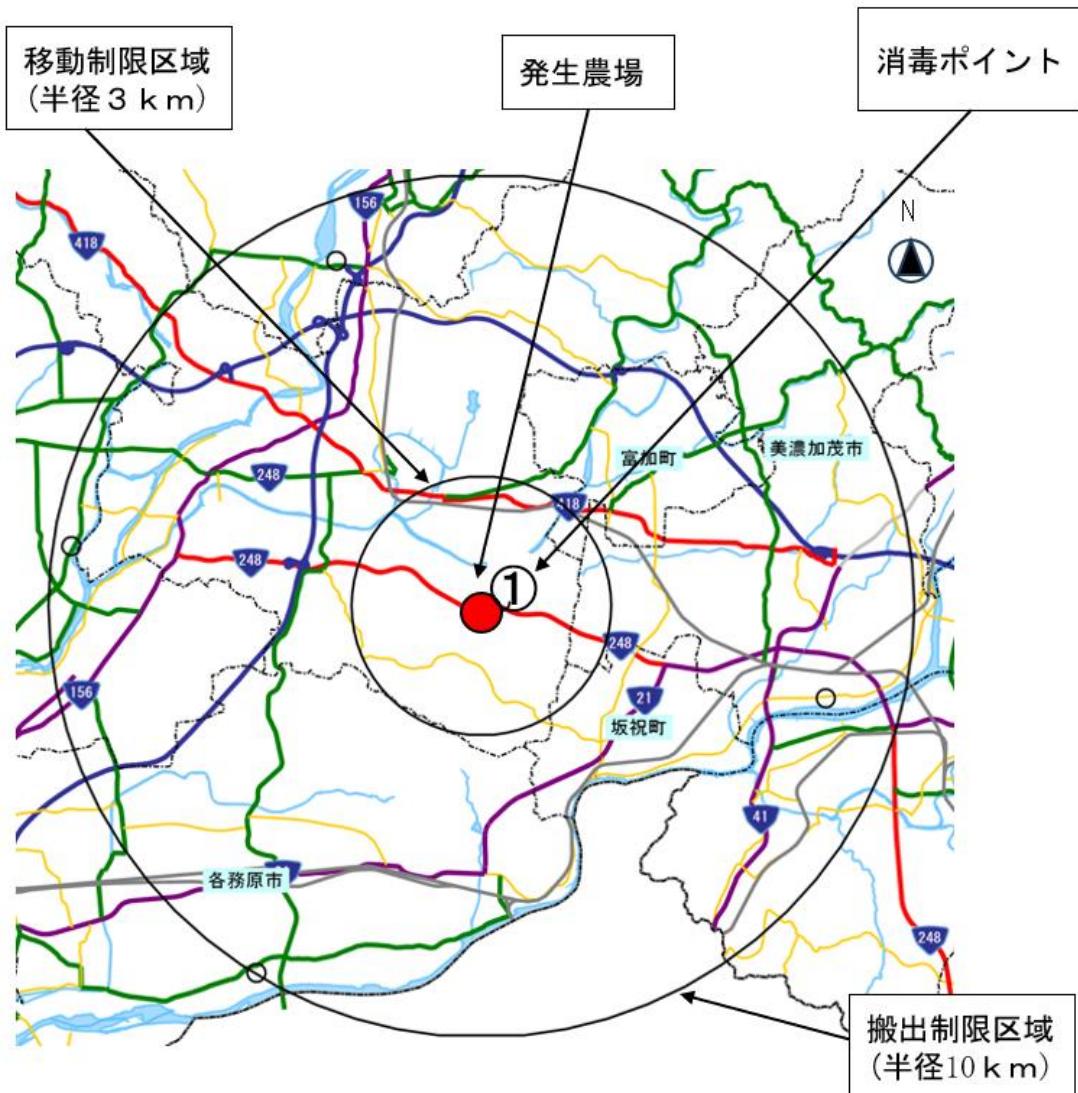
2 消毒ポイントの変更

搬出制限区域の解除に伴い終了する消毒ポイント（4箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
1	中濃総合庁舎	美濃市生櫛 1612-2	噴霧	畜産関係車両
2	可茂総合庁舎	美濃加茂市古井町下古井 2610-1	噴霧	畜産関係車両
3	各務原浄化センター	各務原市前渡西町1521	噴霧	畜産関係車両
4	JAぎふ春近カントリーエレベーター	岐阜市溝口 111	噴霧	畜産関係車両

継続する消毒ポイント（1箇所）

	施設名	住所	消毒方法	消毒対象
①	関市消防団田原分団拠点車庫	関市西田原 1175-3	噴霧	畜産関係車両



※自主的に設置している県内5箇所の消毒ポイントについては、搬出制限区域解除後も継続されます。

参考 「自主消毒ポイントの設置について」

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/20064.html>

3 移動制限区域の解除日時

令和8年2月15日（日）午前0時 予定